

自治振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第18号

自治振興基金条例の一部を改正する条例

自治振興基金条例（昭和46年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付対象)</p> <p>第4条 資金は、次に掲げる事業で知事が定めるものを実施する市町村、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び同項に規定する広域連合（以下「<u>広域連合</u>」という。）（以下「市町村等」と総称する。）に対して貸し付けるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(貸付金額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、知事は、<u>県北沿岸振興事業</u>（前条第1号から第3号までに掲げる事業で、<u>県北沿岸地域の振興が図られるものとして知事が認めるものをいう。</u>以下同じ。）を実施する市町村に対して、知事が必要と認める額を貸し付けることができる。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、知事は、広域行政推進事業（前条各号に掲げる事業で、広域的な行政の推進が図られるものとして知事が認めるものをいう。以下同じ。）を実施する地方自治法第7条第1項の規定に基づき知事に合併の申請を行った市町村（以下「合併申請市町村」という。）<u>市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定の適用を受ける同法第2条第2項に規定する合併市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の規定の適用を受ける同法第2条第2項に規定する</u></p>	<p>(貸付対象)</p> <p>第4条 資金は、次に掲げる事業で知事が定めるものを実施する市町村、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び同項に規定する広域連合（以下「市町村等」という。）に対して貸し付けるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(貸付金額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、知事は、<u>国民体育大会施設等整備事業</u>（前条第1号から第3号までに掲げる事業で、<u>第71回国民体育大会の開催に伴い施設等を整備するものをいう。</u>以下同じ。）を実施する市町村に対して、知事が必要と認める額を貸し付けることができる。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、知事は、広域行政推進事業（前条各号に掲げる事業で、広域的な行政の推進が図られるものとして知事が認めるものをいう。以下同じ。）を実施する地方自治法第7条第1項の規定に基づき知事に合併の申請を行った市町村（以下「合併申請市町村」という。）<u>及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定の適用を受ける同法第2条第2項に規定する合併市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の規定の適用を受ける同法第2条第2項に規定する</u></p>

併市町村を含む。以下「合併市町村」という。) 並びに広域連合及びこれを組織する市町村に対して、知事が必要と認める額を貸し付けることができる。

。(貸付条件)

第6条 資金の貸付条件は、次に定めるところによる。

(1) 貸付利率

ア 過疎地域、準過疎地域、辺地その他知事が必要と認める地域(以下「過疎地域等」という。)に係る事業以外の事業に係る資金(ウからオまでに掲げる資金を除く。) 資金の貸付けを行った日における財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第10条第1項の規定により地方債に運用されている財政融資資金の貸付期間に応じた貸付利率(固定金利に係る貸付利率に限る。)に対応する率

イ [略]

ウ 県北沿岸振興事業及び冷害対策事業(第4条第1号から第3号までに掲げる事業で、冷害により農作物に被害を受けた農業者の就労確保のためのもので知事が定めるものをいう。)に係る資金 年3.5パーセント以内で規則で定める率

エ [略]

オ 広域連合又はこれを組織する市町村が実施する広域行政推進事業に係る資金 年1.0パーセント

(2)～(5) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の自治振興基金条例第4条の規定により貸し付けることとされた資金で、同条例第5条第3項に規定する県北

合併市町村を含む。以下「合併市町村」という。) に対して、知事が必要と認める額を貸し付けることができる。

(貸付条件)

第6条 資金の貸付条件は、次に定めるところによる。

(1) 貸付利率

ア 過疎地域、準過疎地域、辺地、県北沿岸地域(沿岸広域振興局及び県北広域振興局の所管区域をいう。)その他知事が必要と認める地域(以下「過疎地域等」という。)に係る事業以外の事業に係る資金(ウ及びエに掲げる資金を除く。) 資金の貸付けを行った日における財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第10条第1項の規定により地方債に運用されている財政融資資金の貸付期間に応じた貸付利率(固定金利に係る貸付利率に限る。)に対応する率

イ [略]

ウ 国民体育大会施設等整備事業及び冷害対策事業(第4条第1号から第3号までに掲げる事業で、冷害により農作物に被害を受けた農業者の就労確保のためのもので知事が定めるものをいう。)に係る資金 年3.5パーセント以内で規則で定める率

エ [略]

(2)～(5) [略]

2 [略]

沿岸振興事業に係るものの貸付条件については、なお従前の例による。